(21) 児童生徒の体育・スポーツ活動

部活動

活童 動生 す徒 るが 組 織 童 生 徒 の 運 動 競 技 に つ い て

学校単位 地域単位 競技単位 部活動 社会体育 地域クラブ・競技クラブ 学校の教育計画 スポーツの普及 スポーツ少年団・個人 競技力の向上 による教育活動 童 学校教育活動と 学校教育活動以 保護者の責任による児 て生 |童生徒及びスポーツク しての運動競技 外の運動競技 〜 徒 昭の 中学校 高等学校 小学校 学校教育活動以外の 和運 高体連∙高野連 中体連 小体連 運動競技参加制限なし 3 動 全国、九州大 原則として対 (国外大会も可) 全国、九州大 5 競 会年2回程 会年1回程 外運動競技 年技 度、県内主催 度、県内主催 は行わない。 ノに 大会年2回、 大会年1回、 隣接する市町 つ 県内共催大 県内共催大 村程度の大 い 会年2回程度 会年2回程度 会を原則。隣 接する市町村 日本体育・ 程度の共催 児 学校保健センター 大会年1回程 童 て生 熊本県PTA災害 〜 徒 見舞金安全会 平の 高等学校 中学校 小学校 成運 全国、九州大 全国、九州大 隣接する市町 スポーツ安全協会 1動 会年2回程 会年1回程 村程度の大 4 競

社会体育

熊本県児童生徒の体育スポーツ活動について (通達)昭和49年11月27日 教員特殊業務手当(部活動手当) 昭和53年3 児童生徒の体育スポーツ活動に関する通達の -部改正について(通達) 昭和53年3月31日 スポーツ安全障害保険の改正 昭和54年4月1 児童・生徒の対外運動競技の基準 昭和54年4 月5日 日本学校安全会一部改正昭和54年4月5日 県スポーツ振興審議会答申 昭和54年6月4日 県児童・生徒の運動競技の基準及び運用要項 <u>昭和55年3月25日</u> 日本学校安全会災害共済給付に関連する問 題 昭和55年7月15日 日本体育・学校健康センター法 昭和61年3月1 日 学習指導要領改訂(文部省告示156号) 62年7月23日 学習指導要領改訂(文部省告示) 平成元年3 月15日 学習指導要領改訂(文部省告示)

運動部活動の指針について

童

生

徒

の

運

動

部

活

動

に

つ

い

て

年技

ノに

つ

い

(高等学校)

度、県内主催

大会年2回、

県内共催大

会年2回程度

1週間の練習日は、6日以内、平日の練習時間は、3時間以内、土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の練習時間は、4時間以内を原則とする。 〈中学校〉

度

会を原則。県

大会を行う場

合は年1回程

1週間の練習日は、5日以内を原則とし、土曜日、日曜日、祝日に活動する必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、適切に休養を確保する。長期休業日は、その意義を踏まえ、ある程度まとまった休業日を設け、生徒に十分な休養を与える。

平日の練習時間は、2時間以内、土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の練習時間は、 3時間以内を原則とする。

〈小学校〉

1週間の練習日は、4日以内を原則とする。土曜日、日曜日、祝日は原則として活動しない。活動する必要がある場合は、児童のバランスのとれた心身の発達からみて無理のない範囲で活動し、休養日を確保する。長期休業日は、その意義を踏まえ、ある程度まとまった休業日を設け、児童に十分な休養を与える。平日の練習時間は、2時間以内を原則とする。

児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本 方針について(平成27年) 基本方針の概要

度、県内主催

大会年2回、

県内共催大

会年2回程度

- ① 小学校の運動部活動は社会体育へ移行する。
- ▼② 中学校·高等学校の運動部活動は社会体育と連携する。
 - ③ 児童生徒の発育発達に応じた運動部活動を行う。
- ④ 指導者の資質向上を図る。

平成31年度から、小学校の運動部活動は、社会体育へ完全移行

(平成30・31年)運動部活動の指針につい

て

<中学校における運動部活動の指針>

1週間の練習日は、5日以内とし、平日1日以上、週末(土曜日及び日曜日)1日以上の計2日以上を休養日とする。また、毎月第1日曜日は完全休養日とする。長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設け、生徒に十分な休養を与える。平日の練習時間は、長くとも2時間程度、土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の練習時間は、長くとも3時間程度とする。練習試合は、範囲は原則として県域内、月3回以内とする。生徒の安全確保を最優先する。運動競技会は、県内における参加を基本とし、県大会への参加は中体連主催大会年1回、共催大会年2回程度とする。

〈高等学校における運動部活動の指針〉

1週間の練習日は、5日以内とし、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。1日の練習時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設け、生徒に十分な休養を与える。校長は、学校の特色、生徒の実態、競技の特性及び大会スケジュール等により、上記ア及びイを超えて練習日・練習時間を設定することができる。ただし、その場合であっても、休養日を週1日以上設けることとし、さらに、週当たりの練習時間については16時間未満を目安として設定することとする。練習試合は、運動部顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。

中学校・高校における運動部の年間大会参加数の上限は中体連主催及び共催以外で10回

児童生徒の運動競技について(県基準・運用 要項) 平成14年3月20日

児童生徒の運動競技について 平成14年3月

県立学校における運動部活動に関する届出に

中学生の国民体育大会の参加について 平成 17年12月22日

」小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の指針について(県教委通知) 平成19年2月

学習指導要領改訂(文部省告示)

<u>小中:平成10年12月 高:平成11年3月</u>

ついて

小中:平成20年9月 高:平成21年12月 教員の特殊業務手当の支給についての一部 改正について(教育長通知) 平成22年3月 運動部活動における適切な指導の徹底につい

て 平成25年1月15日 部活動の大会等参加における交通手段につい

て 平成25年3月13日 運動部活動での指導のガイドラインについて

|運動部活動での指導のガイドラインについて |平成25年6月25日

女子の児童生徒学生の運動・スポーツ実施の際の健康管理について 平成26年4月23日 小中学校の運動部活動における休養日について 平成26年8月27日

児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針について 平成27年3月9日 運動部活動における体罰防止の徹底について

平成27年9月8日 児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大 会等への参加について 平成27年10月30日

会等への参加について 平成27年10月30日 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の 施行について 平成29年3月16日

学習指導要領改訂(文部省告示)

小中:平成29年7月 高:平成30年3月

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について 平成30年3月20日本県の中・高等学校段階における「運動部活動の在り方に関する方針」について 平成30年4月10日

運動部活動における熱中症事故の防止等について 平成30年7月26日

中学校段階における県立学校の運動部活動 が参加する大会数の上限となる目安等につい て 平成30年5月28日

「高等学校における運動部活動の指針」について 平成31年3月7日

高等学校段階における県立学校の運動部活動が参加する大会数の上限となる目安等について いて 平成31年3月22日

中学3年生の国民体育大会への参加可能な競 技範囲について 令和2年2月4日